

令和7年4月1日

寺前小学校 保護者 各位

神河町教育委員会
神河町立寺前小学校
校長 上月 里香

“気象警報”が発令されたときの対応について

“気象警報”発令時には、次のように対応してください。

◎気象警報の発令地域と警報の種類

神河町に

大雨警報、洪水警報、暴風警報、大雪警報、及びこれらの複合した警報が発令されたとき

1 臨時休業とするとき

午前6時の時点で、上記の警報が発令されているとき、その日は**臨時休業**とします。（告知放送でのお知らせはありません。）

（登校途上で警報が発令されたときは、発令を知らせてもらった時点で自宅に帰り、発令が分からない場合は、そのまま登校し、学校の指示に従います。）

（当日は、災害発生の恐れがあるので、外出禁止を原則とします。）

※ 以前は、午前6時に警報が発令されていても、午前8時30分までに解除されれば、登校としておりましたが、現在は、午前6時の時点で警報が発令されていれば、終日臨時休業としています。

※ 警報が発令されていない場合でも、局地的な大雨や大雪等の恐れがあるとき、特別に指示を出す場合があります。その場合は、教育委員会・学校からの告知放送で連絡します。

※ 在校時に警報が発令された場合は、基本的には下校（引き渡し等）させますが、状況により学校で待機させるなどの対応をします。

※ 臨時休校になった場合、小学校学童保育クラブや幼稚園の預かり保育は臨時休業となります。